

一般財団法人北海道老人クラブ連合会女性委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道老人クラブ連合会（以下「本連合会」という。）の定める事業を円滑に進めるため、女性の立場から老人クラブ活動の強化拡充を図り、関係機関・団体と連携のもとに老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第2条 女性委員会は、当面する諸問題について研究・協議を行い、活動促進の強化を図る。
- 2 市町村老人クラブ連合会女性委員会相互の連絡連携を図る。
 - 3 女性委員会としてクラブ活動に必要な調査研究、研修会の開催。
 - 4 その他目的達成に必要な事業。

(構成)

- 第3条 本連合会に女性委員会を設置する。
- 2 女性委員会は、市町村老人クラブ連合会会長より推薦され、本連合会会長から委嘱された女性会員の各1人の会員をもって構成する。ただし、第4条で委員長並びに副委員長が選任された市町村老人クラブ連合会においては、委員を2人まで推薦することができる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

- 第4条 女性委員会に、次の役員をおく。
- (1) 委員長 1人（ただし、常任委員定数に含まれる。）
 - (2) 副委員長 1人（ただし、常任委員定数に含まれる。）
 - (3) 常任委員 8人
- 2 常任委員の選任は、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長、副委員長の選任は、常任委員の互選により選出する。
 - 4 役員任期は委員の在任期間とする。又役員に欠員が生じた場合における補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、女性委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、女性委員会の運営に関する事項を審議し、かつ処理する。

(会議・運営)

第6条 委員会の運営を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
- 2 前項の会議は、本連合会会長が必要に応じて招集する。
 - 3 総会の議長は、その都度会員の互選で定める。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長があたる。委員長に事故あるときは、副委員長が議長にあたる。
 - 5 会議は出席者をもって開催する。ただし、決議を要するものは、出席者の過半数の同意をもって決定する。
 - 6 本連合会の理事に委員長、副委員長、評議員に常任委員2名を推薦するものとし、本連合会の理事会、評議員会に委員会を代表して出席させるものとする。

(経費)

- 第7条 女性委員会の運営に要する経費は、本連合会の予算の範囲内で行う。
- 2 総会、常任委員会に出席する旅費は、本連合会旅費支給規程に基づき支給するものとする。

(事務局)

第8条 女性委員会の事務処理は本連合会事務局があたる。

附則

この規程は、北海道老人クラブ連合会女性部会設置規程（平成17年4月1日施行）を廃止し、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。